



# 自民党・無所属 大阪府議団だより

## 原田こうじ議員が 都市住宅常任委員会で質問

原田議員は、3月13日に開かれた都市住宅常任委員会において、旧国道171号の移管、余野川の治水対策、高速料金、大阪府発注工事の安全対策、子どもの貧困対策について強く要望しました。

池田市  
選出



**プロフィール** 昭和55年9月5日生まれ。大教大附属池田小学校、大教大附属池田中学校、関西大倉高校、甲南大学法学部卒業。(株)NEXYZ勤務を経て、衆議院議員 原田けんじ 秘書。平成27年4月より大阪府議会議員(1期目)。都市住宅常任委員会委員。広報委員会所属。

阪神高速  
池田線端末  
区間の

原田議員が強く要望

### 短距離割引 通勤時間帯割引

……(木部～神田間)の継続決定

**Q. 原田議員** 国道173号や国道176号の渋滞対策として「池田線端末区間割引」「通勤時間帯割引」が適用されているが、廃止された場合の一般道路への悪影響等、先の9月定例会で指摘し、継続を国等へ働きかけてきた。今回の新たな高速道路料金における阪神高速の池田線端末区間割引の取り扱いはどうか。

**A. 道路整備課長** 阪神高速の初乗り料金は普通車で300円とし<sup>(※)</sup>、池田線端末区間も含め、初乗り料金で利用できる「短距離割引」を導入。池田線端末区間の通勤時間帯割引についても継続されます。  
(※利用距離が4.3km以下でかつ1区間)

### 高速料金に関する 金利設定と端末割引

▶ 高速料金は、現在の実勢金利を踏まえ、利用者に還元する料金改定をするべきだ。

**Q. 原田議員** 阪神高速の新料金の料金水準は、高速道路の建設債務を利用者からの料金収入によって、一定期間内に償還する計画をもとに設定されている。これを実勢金利を踏まえたものに引き下げ、利用者へ還元すべきと指摘したが(9月定例会)、今回の料金改定に伴う償還計画の見直し、償還計画における将来金利について、道路整備課長に問う。

**A. 道路整備課長** 新料金の導入にあたり、償還計画の金利設定を見直し、利用者への還元(料金割引等)を国等に求め、調達金利の実績を踏まえ、当面の金利設定が見直されました。軽減される支払利息分の一部を活用し、利用者サービス向上等に充てられます。



ようやく実施に至った

### 余野川初めての治水対策▶

**Q. 原田議員** 私の地元、池田市を流れる余野川で堆積土砂が撤去されているが(古江橋から中川原橋下流区間)、余野川全体を見ると土砂の撤去のみならず、抜本的な治水対策が必要だ。現在、余野川を含む猪名川下流ブロックの河川整備計画の策定に向け、審議が進められているが、余野川の整備内容と今後の進め方はどうか。

余野川は土砂撤去だけにとどまらず、浸水被害を防ぎ、安心できる河川にするため、地元住民の声にもしっかりと耳を傾けて欲しい。

**A. 河川整備課長** 余野川下流部の池田市域約1.5km区間や上流部の豊能町域約0.3km区間で、河床掘削(川底の掘り下げ)や護岸整備など実施します。早期の工事着手に向けて来年度から現地の測量等に取り組んでまいります。

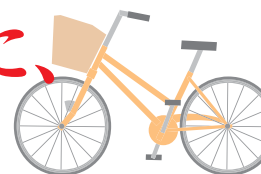
### 旧国道171号の国から大阪府への移管の状況について

**Q. 原田議員** 国が管理をしている国道171号の旧道区間(箕面市瀬川5丁目から池田市豊島南1丁目までの約1.9km)は、平成28年度末での大阪府への移管が明記されている<sup>(※)</sup>。移管に向けた取り組みについては?

(※平成26年3月末に近畿地方整備局長と大阪府知事で確認書を締結。)

**A. 道路整備課長** 府への移管に関して、中之島跨線橋の阪急宝塚線より西側は予定通り今年度末に耐震補強工事が完了するものの、東側は高架下占有者との移管交渉が遅延したため、延期の報告を昨年末に国から受けました。これにより国道171号の本府への移管時期を1年延期し、平成29年度末とする確認書の締結を国と協議しています。

### 旧171号線高架下に、駐輪場を設置へ



**Q. 原田議員** 阪急宝塚線より西側は、池田市が完成後に高架下を駐輪場に希望<sup>(※)</sup>と聞いている。中之島跨線橋の高架下利用について、地元の池田市と国との協議状況はどうなっているのか、また、平成29年度末に国から府へ管理者が変わるとのことだが、移管後府の対応はどのようになるのか。(※石橋駅周辺は駐輪場不足のため)

**A. 道路環境課長** 現在、池田市は国への占有許可申請に関する準備を進めており、手続きが完了次第、高架下を駐輪場として利用できるようになります。府も既に国と池田市との占有に関する協議に加わっており、府への移管の際に池田市が(府へ)占有申請を行うことにより、引き続き、駐輪場として利用していただく予定です。